

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北九州市役所

## 目 次

◇ 規 則	ページ
○ 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する等の規則【病院局総務課】	6
○ 北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則【病院局経営課】	8
○ 北九州市立病院の指定管理者の指定の手続等に関する規則【病院局経営課】	10
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【建設局公園緑地部公園管理課】	13
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部公園管理課】	14
◇ 告 示	
○ 北九州市指定金融機関及び北九州市指定代理金融機関の指定【会計室】	16
○ 包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しの閲覧【行政委員会事務局監査第一課】	17
○ 北九州広域都市計画ごみ処理場の変更【環境局循環社会推進部施設課】	18
○ 徴収事務の委託【保健福祉局健康医療部第 2 夜間・休日急患センター】	19
○ 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】	20
○ 港湾施設の等級の指定の一部改正【港湾空港局港営部港営課】	21
○ 徴収事務の委託（6 件）【建設局公園緑地部公園管理課】	22
○ 道路の区域決定【建設局総務部管理課】	28

○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】	3 5
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	4 4
◇ 公 告	
○ 委託契約に係る一般競争入札の公告（2件）【会計室】	5 1
○ 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】	5 7
○ 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】	5 8
◇ 上下水道局	
○ 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	5 9
○ 徴収事務の委託【上下水道局水道部計画課】	6 1
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（3件）【上下水道局下水道部施設課】	6 2
◇ 交 通 局	
○ 北九州市交通局事務分掌規程及び北九州市交通局会計規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	7 5
◇ 病 院 局	
○ 北九州市病院局事務分掌規程等を廃止する規程【病院局総務課】	7 7
○ 特定調達契約の落札者の決定【病院局医療センター事務局管理課】	8 0
◇ 公営競技局	
○ 北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】	8 1
◇ 教育委員会	

- 北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 8 2
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員給与課】 8 3
- 北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令（2件）【教育委員会事務局総務部総務課】 8 4

◇ 人事委員会

- 北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 8 7
- 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 8 8

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する等の規則

北九州市立医療センター及び北九州市立八幡病院並びに北九州市立看護専門学校が地方独立行政法人北九州市立病院機構が設置する病院等となることに伴い、関係規則の規定の整備及び廃止を行うことにしました。

規定の整備及び廃止を行う規則は、次のとおりです。

#### 1 規定の整備を行う規則

- (1) 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
- (2) 北九州市副市長事務分担規則
- (3) 北九州市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則
- (4) 北九州市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

#### 2 廃止する規則

- (1) 病院局に係る地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則

病院の利用料金及び手数料について、必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市立病院の指定管理者の指定の手続等に関する規則

病院の指定管理者の指定の手続及び指定管理者による病院の管理に関し、必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 大池公園駐車施設の供用時間、入庫時間及び出庫時間を次のとおり定めることにしました。

(1) 供用時間及び出庫時間 午前0時から午後12時まで

(2) 入庫時間 午前5時から午後10時まで

2 大池公園駐車施設の使用料を次のとおり定めることにしました。

普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき30分又はその端数ごとに100円、1時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円とする。
-------	---

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第17号

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する等の規則

(北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年北九州市規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「(以下この号において「派遣された職員」という。)」及び「、北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和42年北九州市条例第40号)」を削る。

第3条第3号中「規定する任期付短時間勤務職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条各項に規定する短時間勤務職員」を「規定する任期付短時間勤務職員」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 地方独立行政法人北九州市立病院機構に使用される者(市長の定める者を除く。)

第8条第1項各号列記以外の部分中「第7号」を「第8号」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地方独立行政法人北九州市立病院機構に使用される者(市長の定める者に限る。)

(北九州市副市長事務分担規則の一部改正)

第2条 北九州市副市長事務分担規則(昭和42年北九州市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条松元照仁副市長の項第1号中「、交通局及び病院局」を「及び交通局」に改める。

(北九州市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第3条 北九州市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則(平成17年北九州市規則第18号)の一部を次のように改正する。

本則の表の北九州市病院局長の項を削る。

(北九州市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等

を定める規則の一部改正)

第4条 北九州市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年北九州市規則第15号）の一部を次のように改正する。

本則の表の北九州市病院局長の項を削る。

（病院局に係る地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の廃止）

第5条 病院局に係る地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（昭和42年北九州市規則第75号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当に係る北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第8条第1項（同規則第15条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同規則第8条第1項第2号の企業職員には、同月1日以前6箇月以内の期間において北九州市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成30年北九州市条例第72号）による廃止前の北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年北九州市条例第40号）の適用を受けていた職員を含むものとする。

北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第18号

北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立病院の利用料金等に関する条例（昭和39年北九州市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用料金)

第2条 条例第2条第2項第2号の規定により別に市長が定める額は、別表第1に定める金額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により難いときは、実費に相当する額をもって前項に規定する市長が定める額とする。

3 市長は、条例第2条第2項第2号又は第3条第1項に規定する承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(手数料)

第3条 条例第2条第3項の規定により別に市長が定める額は、別表第2に定める金額とする。

(利用料金の減免の基準)

第4条 条例第4条第1項の規定により市長の定める基準は、健康保険による給付の基準を超える病室を利用した者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 診療上他の患者から隔離しなければ適切な治療ができないと認められるとき。

(2) 傷病の状態から隔離しなければ他の患者の療養を著しく妨げると認められるとき。

(3) 普通病床が満床で、かつ、緊急に入院療養を必要とするとき。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

種別	金額
セカンドオピニオン料	30分まで 1万3,000円



	30分を超えて60分まで 2万円
面談料	30分まで 5,000円
その他の利用料金	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法に準じて算定した額

注

- この表において「セカンドオピニオン料」とは、他の医療機関において診療を受けている者又はその者の家族等（その者の承諾を得た者に限る。）が、当該診療をした医師以外の医師から診断、治療方針等について意見、説明等を聴くための利用料金をいう。
- この表において「面談料」とは、診療を受けている者以外の者（別に市長が定める者を除く。）が当該診療を受けている者の承諾を得て、当該診療をした医師に対し、診断、治療方針等について説明等を聴くための利用料金をいう。

別表第2（第3条関係）

種別		単位	金額
普通診断書料		1枚につき	1,500円
特殊診断書料	生命保険等請求用診断書	1枚につき	4,000円
	障害年金裁定請求用診断書	1枚につき	4,000円
	自動車損害賠償責任保険請求用診断書	1枚につき	4,000円
	その他の特殊診断書	1枚につき	3,000円
死亡診断書料		1枚につき	2,500円
死体検案書料		1枚につき	4,000円
自動車損害賠償責任保険診療明細書料		1枚につき	3,000円
諸証明書料		1枚につき	1,500円

北九州市立病院の指定管理者の指定の手續等に関する規則をここに公布する

。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第19号

北九州市立病院の指定管理者の指定の手續等に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、病院の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續及び指定管理者による病院の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に管理を行わせようとする病院の公表)

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする病院の概要、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(指定管理者の指定の申請の添付資料)

第3条 北九州市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年北九州市条例第58号。第6条において「設置条例」という。）第8条第1項に規定する市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄付行為又はこれらに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直近3箇年の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第4条 市長は、病院の指定管理者を指定したときは、その旨の告示をするものとする。

(指定管理者の事業報告)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する病院の管理の業務に関し事業報告書を作成し、市長が定める日までに市長に提出しなければならない

。

(診療科目の変更の告示)

第6条 市長は、設置条例第2条第2項ただし書の規定により指定管理者が管理する病院の診療科目を変更したときは、速やかにその旨及びその内容を告

示するものとする。

(診療の種類)

第7条 指定管理者の行う診療は、外来診療及び入院診療の2種類とする。ただし、急患その他特別の事情がある場合は、指定管理者は、往診することができる。

(診療受付時間)

第8条 外来患者の診療受付時間は、月曜日から金曜日までの各日において午前8時から正午までとする。ただし、急患その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て診療受付時間を変更することができる。

(外来休診日)

第9条 指定管理者は、北九州市の休日を定める条例（平成3年北九州市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日については、外来患者の診療を行わないものとする。ただし、急患その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て休診日を変更することができる。

(秩序の維持)

第10条 指定管理者は、その管理する病院内の秩序の維持に努めなければならない。

(退院命令)

第11条 指定管理者は、入院患者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入院患者に対して退院を命ずることができる。

(1) 入院診療の必要がなくなったとき。

(2) 病院内の風紀を乱し、又は他人に危害を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續及び指定管理者による病院の管理に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(指定管理者が平成30年度終了後に作成し、及び提出しなければならない

事業報告書の特例)

- 2 地方自治法第244条の2第7項の規定により指定管理者が平成30年度終了後に作成し、及び提出しなければならない事業報告書については、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第20号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第67号）中別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定（

		1台1回（4時間を超えた場合）	300円以下の範囲内で規則で定める額	を
--	--	-----------------	--------------------	---

		1台1回（4時間を超えた場合）	300円以下の範囲内で規則で定める額	
大池公園 駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき30分又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、1時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。	に

改める部分に限る。）の施行期日は、平成31年4月1日とする。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第21号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項及び第3条の2中「及び帆柱公園駐車施設」を「、帆柱公園駐車施設及び大池公園駐車施設」に改める。

別表第1の2中

「	立体駐車場	午前0時から午後12時まで	午前5時から午後10時30分まで	午前0時から午後12時まで	を

「	立体駐車場	午前0時から午後12時まで	午前5時から午後10時30分まで	午前0時から午後12時まで	に
	大池公園駐車施設	午前0時から午後12時まで	午前5時から午後10時まで	午前0時から午後12時まで	

改める。

別表第1の3中

「		1台1回（4時間を超えた場合）	300円	を

「

		1台1回（ 4時間を超 えた場合）	300円
大池公園駐 車施設	普通自動車	駐車を開始した時から1 2時間ごとに、1時間3 0分以内の駐車は1台に つき30分又はその端数 ごとに100円、1時間 30分を超えて12時間 以内の駐車は1台につき 400円とする。	

に

」

改める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 北九州市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定に基づき北九州市指定金融機関として、同条第3項の規定に基づき北九州市指定代理金融機関として、それぞれ次のとおり指定した。

指定代理金融機関の指定（昭和52年北九州市告示第307号）及び北九州市指定金融機関及び北九州市指定代理金融機関の指定（平成14年北九州市告示第119号）は、廃止する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 北九州市指定金融機関

指定金融機関	指定期間
株式会社西日本シティ銀行	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
株式会社みずほ銀行	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
株式会社北九州銀行	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
株式会社福岡銀行	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 2 北九州市指定代理金融機関

前項の指定期間において、北九州市指定金融機関とならない金融機関を北九州市指定代理金融機関とする。



北九州市告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により、北九州市が包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成31年5月1日を除く同年3月29日から同年5月7日までの間の午前8時30分から午後5時15分まで、北九州市行政委員会事務局監査第一課において閲覧に供する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類  
ごみ処理場
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分 北九州市小倉北区西港町
- 3 縦覧場所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市環境局循環社会推進部施設課

北九州市告示第106号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立第2夜間・休日急患センターにおける使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
有限会社医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

北九州市告示第107号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

北九州市長 北橋健治

8 保管施設の野積場の表の門司の項中

片上野積場	門司区片上海岸	900.33	1級	を
-------	---------	--------	----	---

片上野積場	門司区片上海岸	2,309.28	1級（舗装部分）	に
-------	---------	----------	----------	---

改める。

14 港湾施設用地の倉庫敷の表の門司の項中

西海岸2号倉庫敷	門司区西海岸三丁目	2,656.96		を
片上1号倉庫敷	門司区片上海岸	1,408.95		

西海岸2号倉庫敷	門司区西海岸三丁目	2,656.96		に
----------	-----------	----------	--	---

改める。

北九州市告示第108号

港湾施設の等級の指定（平成9年北九州市告示第134号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

表の野積場の1級地の項中

片上野積場	門司区片上海岸		を
片上野積場	門司区片上海岸	舗装部分に限る。	に

改める。

北九州市告示第109号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、延命寺臨海公園駐車施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年3月29日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
アマノマネジメントサービス株式会社	北九州市小倉南区湯川二丁目9番22号	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

北九州市告示第 1 1 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、大池公園駐車施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
アマノマネジメントサービス株式会社	北九州市小倉南区湯川二丁目 9 番 2 2 号	平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立老松球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
朝日建物管理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区大門 二丁目 1 番 8 号	平成 3 1 年 4 月 1 日か ら平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで



北九州市告示第 1 1 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立萩ヶ丘球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社コナミスポーツクラブ	東京都品川区東品川四丁目 1 0 番 1 号	平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立岡田球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目 1 1 番 1 号	平成 3 1 年 4 月 1 日か ら平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立大池球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目 1 1 番 1 号	平成 3 1 年 4 月 1 日か ら平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2 0 9 6	下到津 4 1 号 線	小倉北区下到津一丁目 1 9 4 番 2 地先から 小倉北区下到津一丁目 2 1 4 番 1 地先まで	3.8 ～ 7.5	353.0
1 9 2 9	葛原本 町 3 1 号線	小倉南区葛原本町三丁目 5 6 8 番地先から 小倉南区葛原本町三丁目 5 4 2 番地先まで	1.0 ～ 5.5	217.0
3 6 5 7	小敷塩 屋 3 号 線	若松区ひびきの北 2 番 1 0 8 地先から 若松区ひびきの北 1 番 1 0 3 地先まで	15.6 ～ 17.1	2,081.1
3 6 7 2	塩屋 7 4 号線	若松区ひびきの北 5 番 1 1 0 地先から 若松区ひびきの北 1 番 2 0 7 地先まで	17.0 ～ 17.1	254.7
3 8 1 2	小敷 8 3 号線	若松区小敷ひびきの一丁目 6 番 1 0 1 地先から 若松区小敷ひびきの一丁目 1 番 1 0 7 地先まで	4.0	17.0
3 8 1 3	小敷 8	若松区小敷ひびきの一丁目 1	6.0	240.7

	4号線	番101地先から 若松区小敷ひびきの一丁目5 番110地先まで		
3814	小敷8 5号線	若松区小敷ひびきの一丁目5 番101地先から 若松区小敷ひびきの一丁目3 番104地先まで	6.0	44.8
3815	小敷8 6号線	若松区小敷ひびきの一丁目3 番107地先から 若松区小敷ひびきの一丁目2 番101地先まで	6.0	75.0
3816	小敷8 7号線	若松区小敷ひびきの一丁目1 番101地先から 若松区小敷ひびきの一丁目4 番101地先まで	8.9 ～ 9.0	130.3
3817	小敷8 8号線	若松区小敷ひびきの一丁目3 番101地先から 若松区小敷ひびきの一丁目4 番113地先まで	6.0	183.9
3818	小敷8 9号線	若松区塩屋四丁目23番10 1地先から 若松区塩屋四丁目22番11 0地先まで	6.0	116.7
3819	小敷9 0号線	若松区塩屋四丁目21番10 1地先から 若松区塩屋四丁目20番10 9地先まで	4.0	17.0
3820	塩屋1 42号 線	若松区小敷ひびきの一丁目1 番101地先から 若松区小敷ひびきの一丁目1 番101地先まで	4.0	16.4
3821	塩屋1	若松区塩屋四丁目26番10	4.0	17.0

	43号 線	1地先から 若松区塩屋四丁目25番10 7地先まで		
3822	塩屋1 44号 線	若松区塩屋四丁目25番10 1地先から 若松区塩屋四丁目13番11 2地先まで	4.0	17.0
3823	塩屋1 45号 線	若松区塩屋四丁目13番10 1地先から 若松区塩屋四丁目12番11 1地先まで	4.0	17.0
3824	塩屋1 46号 線	若松区塩屋四丁目1番108 地先から 若松区塩屋四丁目1番101 地先まで	6.0	235.9
3825	塩屋1 47号 線	若松区塩屋四丁目12番10 1地先から 若松区塩屋四丁目24番10 6地先まで	6.0	386.5
3826	塩屋1 48号 線	若松区塩屋四丁目14番11 3地先から 若松区塩屋四丁目11番10 6地先まで	4.0	32.0
3827	塩屋1 49号 線	若松区塩屋四丁目11番10 1地先から 若松区塩屋四丁目15番10 7地先まで	6.0	196.0
3828	塩屋1 50号 線	若松区塩屋四丁目15番11 3地先から 若松区塩屋四丁目10番10 6地先まで	4.0	32.0
3829	塩屋1	若松区塩屋四丁目10番10	6.0	213.6

	51号線	1地先から 若松区塩屋四丁目17番10 4地先まで		
3830	塩屋1 52号線	若松区塩屋四丁目17番10 6地先から 若松区塩屋四丁目16番10 2地先まで	6.0	47.4
3831	塩屋1 53号線	若松区塩屋四丁目16番10 1地先から 若松区塩屋四丁目18番11 0地先まで	6.0	84.2
3832	塩屋1 54号線	若松区塩屋四丁目16番10 5地先から 若松区塩屋四丁目4番108 地先まで	6.0	125.1
3833	塩屋1 55号線	若松区塩屋四丁目8番101 地先から 若松区塩屋四丁目7番107 地先まで	6.0	57.0
3834	塩屋1 56号線	若松区塩屋四丁目9番101 地先から 若松区塩屋四丁目8番107 地先まで	6.0	142.1
3835	塩屋1 57号線	若松区塩屋四丁目7番101 地先から 若松区塩屋四丁目6番109 地先まで	6.0	91.1
3836	塩屋1 58号線	若松区塩屋四丁目11番11 3地先から 若松区塩屋四丁目2番102 地先まで	6.0	152.3
3837	塩屋1	若松区塩屋四丁目6番108	6.0	136.1

	59号 線	地先から 若松区塩屋四丁目5番109 地先まで		
3838	塩屋1 60号 線	若松区塩屋四丁目2番101 地先から 若松区塩屋四丁目4番108 地先まで	6.0	287.4
3839	塩屋1 61号 線	若松区塩屋四丁目4番101 地先から 若松区塩屋四丁目3番117 地先まで	4.0	17.3
3853	塩屋小 敷3号 線	若松区塩屋四丁目24番10 1地先から 若松区塩屋四丁目23番11 0地先まで	6.0	120.9
3854	塩屋小 敷4号 線	若松区塩屋四丁目24番11 2地先から 若松区塩屋四丁目19番10 2地先まで	6.0	137.5
3855	塩屋小 敷5号 線	若松区塩屋四丁目19番11 0地先から 若松区塩屋四丁目18番10 9地先まで	6.0	146.2
3856	塩屋小 敷6号 線	若松区塩屋四丁目18番10 2地先から 若松区塩屋四丁目21番10 8地先まで	6.0	242.3
3878	塩屋1 81号 線	若松区塩屋二丁目23番11 5地先から 若松区塩屋二丁目23番11 3地先まで	6.0	59.8
3881	小敷塩	若松区小敷ひびきの一丁目7	4.1	844.3



	屋4号線	番107地先から 若松区塩屋四丁目1番108 地先まで	～ 6.0	
3890	小敷9 1号線	若松区ひびきの北2番201 地先から 若松区ひびきの北2番219 地先まで	6.0	82.1
3891	塩屋1 85号 線	若松区ひびきの北2番211 地先から 若松区ひびきの北2番213 地先まで	6.0	30.6
6749	上上津 役14 3号線	八幡西区上上津役二丁目92 6番7地先から 八幡西区上上津役二丁目94 9番3地先まで	4.7	55.9
6766	西折尾 町15 号線	八幡西区西折尾町821番3 5地先から 八幡西区西折尾町894番1 50地先まで	6.0 ～ 9.1	231.8
6767	西折尾 町16 号線	八幡西区西折尾町894番1 19地先から 八幡西区西折尾町894番1 36地先まで	6.0	38.2
7020	千代1 9号線	八幡西区千代二丁目3640 番386地先から 八幡西区千代二丁目3640 番223地先まで	3.2 ～ 3.3	15.3
7021	千代2 0号線	八幡西区千代二丁目3640 番237地先から 八幡西区千代二丁目3640 番267地先まで	3.0	32.2
7023	町上津	八幡西区町上津役西三丁目1	3.9	62.2

	役西 5 2 号線	7 0 0 番 1 地先から 八幡西区町上津役西三丁目 1 7 0 0 番 6 地先まで		
--	--------------	--	--	--

北九州市告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1409	吉志3 8号線	前	門司区大字吉志1032番 地先から 門司区大字吉志1191番 5地先まで	1.9 ～ 11.4	665.0
		後	門司区大字吉志1032番 地先から 門司区大字吉志1191番 5地先まで	1.9 ～ 11.4	664.9
1502	吉志1 31号 線	前	門司区大字吉志1186番 16地先から 門司区大字吉志1186番 15地先まで	3.9 ～ 13.9	95.0
		後	門司区吉志五丁目1186 番16地先から 門司区吉志四丁目1127 番5地先まで	4.0 ～ 4.5	95.2
1510	吉志1 39号 線	前	門司区大字吉志1102番 6地先から 門司区大字吉志1231番 1地先まで	6.5 ～ 13.1	782.1

		後	門司区大字吉志 1 1 0 2 番 6 地先から 門司区大字吉志 1 2 3 1 番 1 地先まで	6.5 ～ 13.1	782.3
1 5 1 7	吉志 1 4 6 号 線	前	門司区大字吉志 1 7 1 6 番 1 地先から 門司区大字吉志 1 2 6 2 番 2 地先まで	5.6 ～ 10.4	1,149.6
		後	門司区大字吉志 1 7 1 6 番 1 地先から 門司区大字吉志 1 2 6 2 番 2 地先まで	5.6 ～ 10.4	1,149.5
1 5 2 1	吉志 1 5 0 号 線	前	門司区大字吉志 1 1 8 7 番 4 地先から 門司区大字吉志 7 6 5 番 1 地先まで	5.7	158.5
		後	門司区吉志五丁目 1 1 8 7 番 8 地先から 門司区大字吉志 7 6 5 番 1 地先まで	5.6 ～ 6.0	158.8
2 5 2 1	畑 6 5 号線	前	門司区大字畑 1 9 9 6 番 1 地先から 門司区大字畑 1 6 3 8 番 2 地先まで	0.5 ～ 3.9	300.4
		後	門司区大字畑 1 9 9 0 番 2 地先から 門司区大字畑 1 6 3 8 番 2 地先まで	0.5 ～ 5.7	300.2
5 4 6	南丘 1 号線	前	小倉北区南丘二丁目 8 2 9 番 7 地先から 小倉北区南丘二丁目北方大 橋まで	13.2 ～ 22.9	223.4

		後	小倉北区南丘二丁目 8 2 9 番 7 地先から 小倉北区南丘二丁目北方大 橋まで	12.8 ～ 22.9	223.3
2 0 4 7	菜園場 1 3 号 線	前	小倉北区菜園場二丁目 1 7 2 0 番地先から 小倉北区菜園場二丁目 2 8 番地先まで	3.8 ～ 7.3	331.8
		後	小倉北区菜園場二丁目 1 7 2 0 番地先から 小倉北区菜園場二丁目 2 7 番 4 地先まで	3.8 ～ 7.3	331.5
2 0 8 3	下到津 2 8 号 線	前	小倉北区下到津一丁目 2 1 4 番地先から 小倉北区下到津一丁目 2 1 4 番地先まで	3.0 ～ 6.6	137.4
		後	小倉北区下到津一丁目 2 1 4 番地先から 小倉北区下到津一丁目 2 1 4 番 1 地先まで	2.9 ～ 6.6	137.3
5 3 1	北方 8 3 号線	前	小倉南区北方二丁目 1 4 7 番 1 3 地先から 小倉南区北方三丁目 2 4 2 番 1 地先まで	20.6 ～ 22.0	387.2
		後	小倉南区北方二丁目 1 4 7 番 1 3 地先から 小倉南区北方三丁目 2 4 2 番 1 地先まで	20.8 ～ 22.0	386.9
7 3 3	下城野 北方 1 号線	前	小倉南区下城野一丁目 1 4 0 9 番 1 8 地先から 小倉南区北方三丁目 2 4 5 番地先まで	5.9 ～ 14.1	902.0

		後	小倉南区下城野一丁目14 09番18地先から 小倉南区北方三丁目243 番1地先まで	5.9 ～ 14.1	902.3
734	北方3 号線	前	小倉南区北方三丁目130 4番地先から 小倉南区北方三丁目242 番1地先まで	5.4 ～ 14.0	328.1
		後	小倉南区北方三丁目130 4番地先から 小倉南区北方三丁目243 番1地先まで	5.4 ～ 14.0	330.4
1447	北方2 0号線	前	小倉南区北方三丁目158 番2地先から 小倉南区北方三丁目168 番地先まで	7.7 ～ 12.0	332.6
		後	小倉南区北方三丁目158 番2地先から 小倉南区北方三丁目243 番1地先まで	7.7 ～ 12.0	332.9
1916	葛原本 町18 号線	前	小倉南区葛原本町五丁目9 53番1地先から 小倉南区葛原本町五丁目9 83番地先まで	3.0 ～ 4.0	41.8
		後	小倉南区葛原本町五丁目9 53番1地先から 小倉南区葛原本町五丁目9 83番3地先まで	3.0 ～ 4.1	68.7
2141	下城野 9号線	前	小倉南区下城野一丁目61 1番19地先から 小倉南区下城野一丁目61 1番14地先まで	0.9 ～ 1.4	30.7

		後	小倉南区下城野一丁目 6 1 1 番 2 5 地先から 小倉南区下城野一丁目 6 1 4 番 5 地先まで	0.5 ～ 1.0	26.2
2 6 6 2	田原 2 6 号線	前	小倉南区田原四丁目 6 2 7 番 2 地先から 小倉南区田原三丁目 5 7 2 番地先まで	5.0 ～ 11.0	215.6
		後	小倉南区田原四丁目 6 2 7 番 2 地先から 小倉南区田原三丁目 5 7 2 番地先まで	5.0 ～ 11.0	215.6
4 4 3 8	上石田 1 3 号 線	前	小倉南区上石田二丁目 4 7 7 番 2 5 地先から 小倉南区上石田二丁目 4 7 7 番 8 4 3 地先まで	7.5 ～ 9.2	207.2
		後	小倉南区上石田二丁目 4 7 7 番 2 5 地先から 小倉南区上石田二丁目 4 7 7 番 8 4 3 地先まで	6.0 ～ 9.2	218.3
4 8 1 5	葛原本 町沼緑 町 2 号 線	前	小倉南区葛原本町五丁目 9 3 4 番 4 地先から 小倉南区沼緑町二丁目 6 6 8 番地先まで	6.0 ～ 20.6	630.3
		後	小倉南区葛原本町五丁目 9 3 4 番 4 地先から 小倉南区沼緑町二丁目 6 6 8 番地先まで	6.0 ～ 20.6	630.4
5 9 5 0	北方 1 5 2 号 線	前	小倉南区北方三丁目 2 2 6 番 9 地先から 小倉南区北方三丁目 2 3 0 番 1 0 地先まで	2.0	20.0

		後	小倉南区北方三丁目 2 2 6 番 9 地先から 小倉南区北方三丁目 2 3 0 番 1 0 地先まで	2.0	19.4
5 9 7 4	東貫 2 1 号線	前	小倉南区東貫一丁目 1 4 7 6 番 1 4 地先から 小倉南区東貫一丁目 1 4 7 1 番 1 5 地先まで	3.9 ～ 5.4	56.3
		後	小倉南区東貫一丁目 1 4 7 6 番 1 4 地先から 小倉南区東貫一丁目 1 4 7 1 番 1 5 地先まで	3.9 ～ 4.9	57.5
3 5 1 7	塩屋 4 5 号線	前	若松区塩屋三丁目 3 5 番 1 1 5 地先から 若松区塩屋三丁目 1 番 1 0 1 地先まで	17.0 ～ 17.1	740.1
		後	若松区塩屋三丁目 3 5 番 1 1 5 地先から 若松区塩屋三丁目 1 番 1 0 1 地先まで	17.0 ～ 17.1	740.3
3 6 7 3	塩屋 7 5 号線	前	若松区塩屋一丁目 9 番 1 0 1 地先から 若松区塩屋二丁目 2 3 番 1 1 5 地先まで	17.0 ～ 17.1	468.3
		後	若松区塩屋一丁目 9 番 1 0 1 地先から 若松区塩屋二丁目 2 3 番 1 1 5 地先まで	17.0 ～ 17.1	468.3
3 7 1 5	塩屋 1 0 8 号 線	前	若松区大字塩屋 4 5 3 番地 先から 若松区大字塩屋 4 5 4 番 2 地先まで	4.0	32.1



		後	若松区塩屋三丁目9番20 1地先から 若松区塩屋三丁目12番2 06地先まで	4.0	32.1
3719	小敷5 2号線	前	若松区大字小敷116番2 地先から 若松区大字小敷120番2 地先まで	6.0	123.2
		後	若松区小敷ひびきの一丁目 7番101地先から 若松区小敷ひびきの一丁目 8番107地先まで	6.0	123.2
516	黒崎岸 の浦1 号線	前	八幡西区黒崎三丁目32番 5地先から 八幡西区岸の浦二丁目12 番1地先まで	15.0 ～ 28.9	1,090.9
		後	八幡西区黒崎三丁目25番 地先から 八幡西区岸の浦二丁目12 番1地先まで	15.2 ～ 28.9	1,090.7
1388	上の原 10号 線	前	八幡西区上の原一丁目93 9番13地先から 八幡西区上の原一丁目93 8番9地先まで	4.5 ～ 4.8	206.9
		後	八幡西区上の原一丁目93 9番13地先から 八幡西区上の原一丁目93 8番9地先まで	4.5 ～ 4.8	206.5
2591	黒崎1 3号線	前	八幡西区黒崎二丁目12番 地先から 八幡西区黒崎二丁目19番 1地先まで	8.3 ～ 10.0	53.0

		後	八幡西区黒崎三丁目12番 地先から 八幡西区黒崎二丁目19番 1地先まで	3.6 ～ 10.4	56.5
2602	黒崎2 4号線	前	八幡西区黒崎三丁目から 八幡西区黒崎三丁目まで	5.0 ～ 15.1	38.1
		後	八幡西区黒崎三丁目26番 1地先から 八幡西区黒崎三丁目25番 1地先まで	6.5 ～ 10.3	37.7
2603	黒崎2 5号線	前	八幡西区黒崎三丁目26番 8地先から 八幡西区黒崎三丁目24番 5地先まで	8.0	177.7
		後	八幡西区黒崎三丁目26番 8地先から 八幡西区黒崎三丁目24番 5地先まで	7.6 ～ 8.0	177.1
4600	引野1 7号線	前	八幡西区引野一丁目4番4 地先から 八幡西区引野一丁目2番1 5地先まで	5.8 ～ 6.2	162.1
		後	八幡西区引野一丁目4番4 地先から 八幡西区引野一丁目2番1 5地先まで	5.8 ～ 6.2	162.0
5128	町上津 役西3 0号線	前	八幡西区町上津役西一丁目 1490番1地先から 八幡西区町上津役西三丁目 1699番4地先まで	5.2 ～ 7.0	207.5

		後	八幡西区町上津役西一丁目 1490番1地先から 八幡西区町上津役西三丁目 1699番4地先まで	5.2 ～ 7.0	207.5
5752	黒崎3 6号線	前	八幡西区黒崎三丁目19番 地先から 八幡西区黒崎三丁目178 番地先まで	134.4	78.5
		後	八幡西区黒崎三丁目19番 地先から 八幡西区黒崎三丁目178 番地先まで	61.7	78.5
6501	町上津 役西4 4号線	前	八幡西区町上津役西三丁目 1703番2地先から 八幡西区町上津役西三丁目 1703番10地先まで	3.4 ～ 4.5	145.8
		後	八幡西区町上津役西三丁目 1703番2地先から 八幡西区町上津役西三丁目 1703番10地先まで	3.4 ～ 4.4	145.6

北九州市告示第 1 1 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり平成 3 1 年 3 月 2 9 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1 4 0 9	吉志 3 8 号線	門司区大字吉志 1 0 3 2 番地先から 門司区大字吉志 1 1 9 1 番 5 地先まで
1 5 0 2	吉志 1 3 1 号線	門司区吉志五丁目 1 1 8 6 番 1 6 地先から 門司区吉志四丁目 1 1 2 7 番 5 地先まで
1 5 1 0	吉志 1 3 9 号線	門司区大字吉志 1 1 0 2 番 6 地先から 門司区大字吉志 1 2 3 1 番 1 地先まで
1 5 1 7	吉志 1 4 6 号線	門司区大字吉志 1 7 1 6 番 1 地先から 門司区大字吉志 1 2 6 2 番 2 地先まで
1 5 2 1	吉志 1 5 0 号線	門司区吉志五丁目 1 1 8 7 番 8 地先から 門司区大字吉志 7 6 5 番 1 地先まで
2 5 2 1	畑 6 5 号線	門司区大字畑 1 9 9 0 番 2 地先から 門司区大字畑 1 6 3 8 番 2 地先まで
5 4 6	南丘 1 号線	小倉北区南丘二丁目 8 2 9 番 7 地先から 小倉北区南丘二丁目北方大橋まで
2 0 4 7	菜園場 1 3 号線	小倉北区菜園場二丁目 1 7 2 0 番地先から 小倉北区菜園場二丁目 2 7 番 4 地先まで
2 0 8 3	下到津 2 8 号線	小倉北区下到津一丁目 2 1 4 番地先から 小倉北区下到津一丁目 2 1 4 番 1 地先まで

2096	下到津4 1号線	小倉北区下到津一丁目194番2地先から 小倉北区下到津一丁目214番1地先まで
531	北方83 号線	小倉南区北方二丁目147番13地先から 小倉南区北方三丁目242番1地先まで
733	下城野北 方1号線	小倉南区下城野一丁目1409番18地先から 小倉南区北方三丁目243番1地先まで
734	北方3号 線	小倉南区北方三丁目1304番地先から 小倉南区北方三丁目243番1地先まで
1447	北方20 号線	小倉南区北方三丁目158番2地先から 小倉南区北方三丁目243番1地先まで
1916	葛原本町 18号線	小倉南区葛原本町五丁目953番1地先から 小倉南区葛原本町五丁目983番3地先まで
1929	葛原本町 31号線	小倉南区葛原本町三丁目568番地先から 小倉南区葛原本町三丁目542番地先まで
2141	下城野9 号線	小倉南区下城野一丁目611番25地先から 小倉南区下城野一丁目614番5地先まで
2662	田原26 号線	小倉南区田原四丁目627番2地先から 小倉南区田原三丁目572番地先まで
4438	上石田1 3号線	小倉南区上石田二丁目477番25地先から 小倉南区上石田二丁目477番843地先まで
4815	葛原本町 沼緑町2 号線	小倉南区葛原本町五丁目934番4地先から 小倉南区沼緑町二丁目668番地先まで
5950	北方15 2号線	小倉南区北方三丁目226番9地先から 小倉南区北方三丁目230番10地先まで
5974	東貫21 号線	小倉南区東貫一丁目1476番14地先から 小倉南区東貫一丁目1471番15地先まで

3 5 1 7	塩屋 4 5 号線	若松区塩屋三丁目 3 5 番 1 1 5 地先から 若松区塩屋三丁目 1 番 1 0 1 地先まで
3 6 5 7	小敷塩屋 3 号線	若松区ひびきの北 2 番 1 0 8 地先から 若松区ひびきの北 1 番 1 0 3 地先まで
3 6 7 2	塩屋 7 4 号線	若松区ひびきの北 5 番 1 1 0 地先から 若松区ひびきの北 1 番 2 0 7 地先まで
3 6 7 3	塩屋 7 5 号線	若松区塩屋一丁目 9 番 1 0 1 地先から 若松区塩屋二丁目 2 3 番 1 1 5 地先まで
3 7 1 5	塩屋 1 0 8 号線	若松区塩屋三丁目 9 番 2 0 1 地先から 若松区塩屋三丁目 1 2 番 2 0 6 地先まで
3 7 1 9	小敷 5 2 号線	若松区小敷ひびきの一丁目 7 番 1 0 1 地先から 若松区小敷ひびきの一丁目 8 番 1 0 7 地先まで
3 8 1 2	小敷 8 3 号線	若松区小敷ひびきの一丁目 6 番 1 0 1 地先から 若松区小敷ひびきの一丁目 1 番 1 0 7 地先まで
3 8 1 3	小敷 8 4 号線	若松区小敷ひびきの一丁目 1 番 1 0 1 地先から 若松区小敷ひびきの一丁目 5 番 1 1 0 地先まで
3 8 1 4	小敷 8 5 号線	若松区小敷ひびきの一丁目 5 番 1 0 1 地先から 若松区小敷ひびきの一丁目 3 番 1 0 4 地先まで
3 8 1 5	小敷 8 6 号線	若松区小敷ひびきの一丁目 3 番 1 0 7 地先から 若松区小敷ひびきの一丁目 2 番 1 0 1 地先まで
3 8 1 6	小敷 8 7 号線	若松区小敷ひびきの一丁目 1 番 1 0 1 地先から 若松区小敷ひびきの一丁目 4 番 1 0 1 地先まで
3 8 1 7	小敷 8 8 号線	若松区小敷ひびきの一丁目 3 番 1 0 1 地先から 若松区小敷ひびきの一丁目 4 番 1 1 3 地先まで
3 8 1 8	小敷 8 9 号線	若松区塩屋四丁目 2 3 番 1 0 1 地先から 若松区塩屋四丁目 2 2 番 1 1 0 地先まで
3 8 1 9	小敷 9 0 号線	若松区塩屋四丁目 2 1 番 1 0 1 地先から 若松区塩屋四丁目 2 0 番 1 0 9 地先まで

3820	塩屋14 2号線	若松区小敷ひびきの一丁目1番101地先から 若松区小敷ひびきの一丁目1番101地先まで
3821	塩屋14 3号線	若松区塩屋四丁目26番101地先から 若松区塩屋四丁目25番107地先まで
3822	塩屋14 4号線	若松区塩屋四丁目25番101地先から 若松区塩屋四丁目13番112地先まで
3823	塩屋14 5号線	若松区塩屋四丁目13番101地先から 若松区塩屋四丁目12番111地先まで
3824	塩屋14 6号線	若松区塩屋四丁目1番108地先から 若松区塩屋四丁目1番101地先まで
3825	塩屋14 7号線	若松区塩屋四丁目12番101地先から 若松区塩屋四丁目24番106地先まで
3826	塩屋14 8号線	若松区塩屋四丁目14番113地先から 若松区塩屋四丁目11番106地先まで
3827	塩屋14 9号線	若松区塩屋四丁目11番101地先から 若松区塩屋四丁目15番107地先まで
3828	塩屋15 0号線	若松区塩屋四丁目15番113地先から 若松区塩屋四丁目10番106地先まで
3829	塩屋15 1号線	若松区塩屋四丁目10番101地先から 若松区塩屋四丁目17番104地先まで
3830	塩屋15 2号線	若松区塩屋四丁目17番106地先から 若松区塩屋四丁目16番102地先まで
3831	塩屋15 3号線	若松区塩屋四丁目16番101地先から 若松区塩屋四丁目18番110地先まで
3832	塩屋15 4号線	若松区塩屋四丁目16番105地先から 若松区塩屋四丁目4番108地先まで
3833	塩屋15 5号線	若松区塩屋四丁目8番101地先から 若松区塩屋四丁目7番107地先まで

3834	塩屋15 6号線	若松区塩屋四丁目9番101地先から 若松区塩屋四丁目8番107地先まで
3835	塩屋15 7号線	若松区塩屋四丁目7番101地先から 若松区塩屋四丁目6番109地先まで
3836	塩屋15 8号線	若松区塩屋四丁目11番113地先から 若松区塩屋四丁目2番102地先まで
3837	塩屋15 9号線	若松区塩屋四丁目6番108地先から 若松区塩屋四丁目5番109地先まで
3838	塩屋16 0号線	若松区塩屋四丁目2番101地先から 若松区塩屋四丁目4番108地先まで
3839	塩屋16 1号線	若松区塩屋四丁目4番101地先から 若松区塩屋四丁目3番117地先まで
3853	塩屋小敷 3号線	若松区塩屋四丁目24番101地先から 若松区塩屋四丁目23番110地先まで
3854	塩屋小敷 4号線	若松区塩屋四丁目24番112地先から 若松区塩屋四丁目19番102地先まで
3855	塩屋小敷 5号線	若松区塩屋四丁目19番110地先から 若松区塩屋四丁目18番109地先まで
3856	塩屋小敷 6号線	若松区塩屋四丁目18番102地先から 若松区塩屋四丁目21番108地先まで
3878	塩屋18 1号線	若松区塩屋二丁目23番115地先から 若松区塩屋二丁目23番113地先まで
3881	小敷塩屋 4号線	若松区小敷ひびきの一丁目7番107地先から 若松区塩屋四丁目1番108地先まで
3890	小敷91 号線	若松区ひびきの北2番201地先から 若松区ひびきの北2番219地先まで
3891	塩屋18 5号線	若松区ひびきの北2番211地先から 若松区ひびきの北2番213地先まで



5 1 6	黒崎岸の 浦 1 号線	八幡西区黒崎三丁目 2 5 番地先から 八幡西区岸の浦二丁目 1 2 番 1 地先まで
1 3 8 8	上の原 1 0 号線	八幡西区上の原一丁目 9 3 9 番 1 3 地先から 八幡西区上の原一丁目 9 3 8 番 9 地先まで
2 5 9 1	黒崎 1 3 号線	八幡西区黒崎三丁目 1 2 番地先から 八幡西区黒崎二丁目 1 9 番 1 地先まで
2 6 0 2	黒崎 2 4 号線	八幡西区黒崎三丁目 2 6 番 1 地先から 八幡西区黒崎三丁目 2 5 番 1 地先まで
2 6 0 3	黒崎 2 5 号線	八幡西区黒崎三丁目 2 6 番 8 地先から 八幡西区黒崎三丁目 2 4 番 5 地先まで
4 6 0 0	引野 1 7 号線	八幡西区引野一丁目 4 番 4 地先から 八幡西区引野一丁目 2 番 1 5 地先まで
5 1 2 8	町上津役 西 3 0 号 線	八幡西区町上津役西一丁目 1 4 9 0 番 1 地先から 八幡西区町上津役西三丁目 1 6 9 9 番 4 地先まで
5 7 5 2	黒崎 3 6 号線	八幡西区黒崎三丁目 1 9 番地先から 八幡西区黒崎三丁目 1 7 8 番地先まで
6 5 0 1	町上津役 西 4 4 号 線	八幡西区町上津役西三丁目 1 7 0 3 番 2 地先から 八幡西区町上津役西三丁目 1 7 0 3 番 1 0 地先ま で
6 7 4 9	上上津役 1 4 3 号 線	八幡西区上上津役二丁目 9 2 6 番 7 地先から 八幡西区上上津役二丁目 9 4 9 番 3 地先まで
6 7 6 6	西折尾町 1 5 号線	八幡西区西折尾町 8 2 1 番 3 5 地先から 八幡西区西折尾町 8 9 4 番 1 5 0 地先まで
6 7 6 7	西折尾町 1 6 号線	八幡西区西折尾町 8 9 4 番 1 1 9 地先から 八幡西区西折尾町 8 9 4 番 1 3 6 地先まで
7 0 2 0	千代 1 9 号線	八幡西区千代二丁目 3 6 4 0 番 3 8 6 地先から 八幡西区千代二丁目 3 6 4 0 番 2 2 3 地先まで

7 0 2 1	千代 2 0 号線	八幡西区千代二丁目 3 6 4 0 番 2 3 7 地先から 八幡西区千代二丁目 3 6 4 0 番 2 6 7 地先まで
7 0 2 3	町上津役 西 5 2 号 線	八幡西区町上津役西三丁目 1 7 0 0 番 1 地先から 八幡西区町上津役西三丁目 1 7 0 0 番 6 地先まで

## 北九州市公告第175号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 契約内容

(1) 業務名 領収済通知書等データエントリー業務委託

(2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から平成34年6月30日まで

ただし、契約締結の日から平成31年6月30日までの間は、業務実施準備期間とし、委託料の支払いは、平成31年7月1日からとする。

(4) 履行場所

ア パンチ入力データ作成業務 自らの管理が及ぶ、セキュリティ対策が十分に実施された建物内

イ データ受け渡し場所 北九州市役所本庁舎（北九州市小倉北区内1番1号）2階会計室作業室

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札の手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市会計室

イ 日時 この公告の日から平成31年4月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成31年4月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を北九州市会計室に提出しなければならない。

(4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 平成31年4月10日午後2時

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 平成31年4月15日午後2時

ウ 提出書類

(ア) 入札書

(イ) 入札内訳書

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ その他入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市会計室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2514

FAX 093-581-2490

## 北九州市公告第176号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 契約内容

- (1) 業務名 領収済通知書等の仕分・発送・登録等業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成31年6月1日から平成34年6月30日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする委託契約と類似する業務について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札の手續等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市会計室
  - イ 日時 この公告の日から平成31年4月8日まで（日曜日及び土曜日

を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成31年4月8日まで(日曜日及び土曜日を除く。)に競争参加の申出書を北九州市会計室に提出しなければならない。

(4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 平成31年4月10日午後3時

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 平成31年4月15日午後3時

ウ 提出書類

(ア) 入札書

(イ) 入札内訳書

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ その他入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲

内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市会計室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2514

FAX 093-581-2490



北九州市公告第 177 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

平成 31 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4803	北九州市立湯川三丁目西公園	北九州市小倉南区湯川三丁目 2 番	北九州市小倉南区湯川三丁目 2 番の一部

2 供用開始の期日

平成 31 年 3 月 29 日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第178号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第14条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

北九州市長 北橋 健治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名称	位置	区域
4057	北九州市立若園四丁目公園	北九州市小倉南区 若園四丁目1番	北九州市小倉南区 若園四丁目1番の 一部
4180	北九州市立香月中央公園	北九州市八幡西区 香月西四丁目1番 及び5番	北九州市八幡西区 香月西四丁目5番 の一部

2 変更の期日

平成31年3月29日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市上下水道局管理規程第3号

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

北九州市上下水道局長 有田 仁 志

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程（平成11年北九州市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条総務経営部営業課の項中「営業第一係」を「調定係」に、「営業第二係」を「収納係」に改める。

第2条総務経営部総務課庶務係の項中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 福岡県下水道協会に関する事（下水道計画課の所管に属するものを除く。）。

第2条総務経営部営業課<sup>営業第一係</sup>の項を次のように改める。  
営業第二係

調定係

- (1) 給水契約に関する事。  
(2) 使用水量の検針に関する事。  
(3) 水道料金、下水道使用料等の調定に関する事。  
(4) 検針端末の管理及び運用に関する事。  
(5) 下水道使用料に係る水質加算の賦課に関する事。  
(6) 工業用水道料金に係る検針、調定、納入通知及び収納並びに未納金の整理に関する事。  
(7) 宗像地区事務組合水道事業包括受託業務の営業業務に関する事。

第2条総務経営部営業課の項に次のように加える。

収納係

- (1) 水道料金、下水道使用料等の納入通知及び収納に関する事。  
(2) 水道料金、下水道使用料等の未納金の整理に関する事。  
(3) 下水道受益者負担金の賦課及び徴収に関する事。  
(4) 水洗便所改造助成金及び水洗便所改造貸付金に関する事。

第2条下水道部下水道計画課企画調整係の項第4号中「こと」の次に「（技

術に係る試験及び講習会に係るものに限る。) 」を加える。

付 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市上下水道局告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第1項の規定に基づき定めた宗像地区事務組合と北九州市との間における水道事業に係る事務の代替執行に関する規約第2条に規定する水道料金及び手数料等のうち給水装置に係るものの徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年3月29日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社北九州ウォーターサービス	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## 北九州市上下水道局公告第26号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月29日

北九州市上下水道局長 有田 仁 志

### 1 調達内容

#### (1) 特定役務の名称及び数量

新町浄化センター他2浄化センター電力供給 一式

#### (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで

#### (4) 履行場所 北九州市門司区松原三丁目6番1号

新町浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

曾根浄化センター

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北湊浄化センター

#### (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審

査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成31年4月19日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

### 4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 この公告の日から平成31年5月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同月1日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s01301018.html>）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成31年4月19日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に平成31年4月19日午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成31年5月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 平成31年5月24日午後1時30分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485



## 6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Shinmachi Treatment Plant and other 2 Treatment Plants

(2) Deadline of Tender(by hand)

1:30p.m., May 24, 2019

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., May 23, 2019

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第27号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月29日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

片上ポンプ場他16ポンプ場電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区片上海岸7番2号

片上ポンプ場

北九州市門司区東港町2番24号

門司港ポンプ場

北九州市門司区田野浦海岸8番14号

大久保ポンプ場

北九州市門司区白野江四丁目16番3号

白野江第2ポンプ場

北九州市門司区白野江一丁目9番7号

白野江ポンプ場

北九州市小倉北区浅野三丁目7番20号

浅野町ポンプ場

北九州市小倉北区東港一丁目1番18号

港町ポンプ場

北九州市小倉北区大手町7番10号

大手町ポンプ場

北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号

神嶽ポンプ場

北九州市小倉北区篠崎一丁目4番1号

南小倉ポンプ場

北九州市小倉南区富士見三丁目4番2号

城野ポンプ場

北九州市戸畑区川代二丁目1番

戸畑ポンプ場

北九州市小倉南区曾根新田北四丁目2番7号

曾根新田北ポンプ場

北九州市門司区吉志一丁目29番1号

吉志ポンプ場

北九州市小倉南区津田新町一丁目1番1号

竹馬川第2ポンプ場

北九州市小倉南区沼南町二丁目14番1号

竹馬川第4ポンプ場

北九州市小倉南区大字曾根3326番地の22

竹馬川第5ポンプ場

- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

## 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成31年4月19日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

### 4 入札手続等

#### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 この公告の日から平成31年5月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同月1日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s01301018.html>）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は、行わないものとする。

#### (4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成31年4月19日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に平成31年4月19日午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成31年5月23日午後5時までに必着のこと。

#### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 平成31年5月24日午後1時45分

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水

道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

## 6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Katagami Pumping Station and other 16 Pumping Stations

(2) Deadline of Tender (by hand)

1:45p. m. , May 24, 2019

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p. m. , May 23, 2019

(4) For further information, please contact:  
Facilities Construction Division,  
Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,  
City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第28号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月29日

北九州市上下水道局長 有田 仁 志

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

中川通ポンプ場他11ポンプ場電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市若松区本町二丁目17番16号

中川通ポンプ場

北九州市若松区古前一丁目6番5号

藤ノ木ポンプ場

北九州市若松区南二島二丁目22番25号

奥洞海ポンプ場

北九州市若松区大字弘川73番地の5

弘川ポンプ場

北九州市若松区高須東三丁目1番13号

高須ポンプ場

北九州市八幡西区大字藤田2292番地の5

藤田ポンプ場

北九州市八幡西区洞北町2番1号

本城ポンプ場

北九州市八幡西区御開二丁目5番30号

東中島ポンプ場

北九州市八幡西区中須一丁目2番41号

折尾ポンプ場

北九州市八幡西区則松四丁目1番1号

則松ポンプ場

北九州市八幡西区大字楠橋 3 9 2 8 番地

楠橋ポンプ場

北九州市八幡西区八枝一丁目 1 番 1 号

金山川ポンプ場

- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

## 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 2 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第 2 条の 3 の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成 31 年 4 月 19 日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

## 4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市上下水道局下水道部施設課



イ 日時 この公告の日から平成31年5月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同月1日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報 (<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s01301018.html>) 又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成31年4月19日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に平成31年4月19日午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成31年5月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 平成31年5月24日午後2時

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 1 2 条各号いずれかに該当する  
入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 1 3 条第  
1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもっ  
て入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるもの  
である。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第  
2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属す  
る年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除  
があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる  
ものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在  
地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒 8 0 3 - 8 5 1 0 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 4 8 5

## 6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Nakagawadori Pumping Station and other 11  
Pumping Stations

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., May 24, 2019

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., May 23, 2019

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市交通局管理規程第4号

北九州市交通局事務分掌規程及び北九州市交通局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

北九州市交通局長 吉田茂人

北九州市交通局事務分掌規程及び北九州市交通局会計規程の一部を改正する規程

(北九州市交通局事務分掌規程の一部改正)

第1条 北九州市交通局事務分掌規程(昭和38年北九州市交通局管理規程第35号)の一部を次のように改正する。

第2条 総務経営課の項中「経理係」を削り、「旅行センター」を「貸切営業係」に改める。

第3条 総務経営課経理係の項を削り、同条総務経営課経営企画係の項第7号中「旅行センター」を「貸切営業係」に改め、同項に次の14号を加える。

- (8) 財政計画に関する事。
- (9) 予算の編成及び執行管理に関する事。
- (10) 収入及び支出の審査に関する事。
- (11) 支払決定及び出納に関する事。
- (12) 決算に関する事。
- (13) 企業債に関する事。
- (14) 固定資産の除却及び減価償却に関する事。
- (15) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (16) 一時借入金及び資金運用に関する事。
- (17) 地方公営企業法第40条の2第1項に規定する書類の作成に関する事。
- (18) 物品の購入、修理、加工等に関する事。
- (19) 業者の資格審査及び登録に関する事。
- (20) 不用物品(遺留品を含む。)の処分に関する事。
- (21) その他他課に属しない財務事務に関する事。

第3条 総務経営課旅行センターの項中「旅行センター」を「貸切営業係」に改める。

第4条 第2項中「担当係長」の次に「(経理担当係長を除く。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 総務経営課に局、課の経理に関すること等を担任する経理担当係長を置く。

(北九州市交通局会計規程の一部改正)

第2条 北九州市交通局会計規程(昭和43年北九州市交通局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第48条第2項第1号中「旅行センター長」を「貸切営業係長」に改める。

別表第1の総務経営課企業出納員の項中「総務経営課経理係長」を「総務経営課経理担当係長」に改める。

別表第2の現金取扱員の印の項中「旅行センター」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部改正)

2 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の表中「、旅行センター・総合案内所」を削る。

第5条の2の表の旅行センター・総合案内所の項を削る。

(北九州市交通局職員安全衛生管理規程の一部改正)

3 北九州市交通局職員安全衛生管理規程(昭和52年北九州市交通局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、北九州市交通局総務経営課旅行センター(第5条において「旅行センター」という。)に安全衛生推進者を」を削る。

第4条第8項を削る。

第5条第7項を削る。

(北九州市交通局カード式乗車券に係るカード貸与規程の一部改正)

4 北九州市交通局カード式乗車券に係るカード貸与規程(平成15年北九州市交通局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、二島案内所及び旅行センター・総合案内所」を「及び二島案内所」に改め、同項の表の旅行センター・総合案内所の項を削る。

北九州市病院局管理規程第4号

北九州市病院局事務分掌規程等を廃止する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局事務分掌規程等を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 北九州市病院局事務分掌規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第1号）
- (2) 北九州市病院局長代理規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第2号）
- (3) 北九州市病院局事務専決規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第3号）
- (4) 北九州市病院長以下専決規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第4号）
- (5) 北九州市病院局文書規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第5号）
- (6) 北九州市病院局公印規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第6号）
- (7) 北九州市病院局会計規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第11号）
- (8) 北九州市病院局小切手振出等事務取扱規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第12号）
- (9) 北九州市病院局出納取扱金融機関等事務取扱規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第13号）
- (10) 北九州市病院局契約規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第14号）
- (11) 北九州市立病院業務規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第15号）
- (12) 北九州市病院事業財政再建計画に従って行われる行政整理等により退職した者の退職手当に関する規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第1号）
- (13) 北九州市病院局職員就業規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第4号）
- (14) 北九州市病院局職員給与規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第5号）

- (15) 北九州市立看護専門学校奨学金貸与条例施行規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第10号）
- (16) 北九州市病院局職員の職名等に関する規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第11号）
- (17) 北九州市病院局電気工作物保安規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第12号）
- (18) 北九州市病院局職員職種別定数規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第16号）
- (19) 北九州市病院局職員人事評価規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第22号）
- (20) 北九州市病院局職員在籍専従許可の手續き等に関する規程（昭和44年北九州市病院局管理規程第9号）
- (21) 北九州市病院局公舎管理規程（昭和45年北九州市病院局管理規程第1号）
- (22) 北九州市病院局看護師寄宿舍規程（昭和45年北九州市病院局管理規程第2号）
- (23) 北九州市病院局庁内管理規程（昭和47年北九州市病院局管理規程第7号）
- (24) 北九州市病院局統計事務規程（昭和47年北九州市病院局管理規程第10号）
- (25) 北九州市病院局見舞金支給規程（昭和48年北九州市病院局管理規程第8号）
- (26) 北九州市立病院等の使用料等に関する条例施行規程（昭和52年北九州市病院局管理規程第1号）
- (27) 北九州市立医療センター放射線障害予防規程（平成5年北九州市病院局管理規程第1号）
- (28) 北九州市病院局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市病院局管理規程第7号）
- (29) 北九州市病院局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市病院局管理規程第8号）
- (30) 北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市病院局管理規程第1号）
- (31) 北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める規程（平成7年北九州市病院局管理規程第8号）

- (32) 北九州市病院局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程（平成 8 年北九州市病院局管理規程第 7 号）
- (33) 北九州市立看護専門学校学則（平成 9 年北九州市病院局管理規程第 9 号）
- (34) 北九州市病院局職員衛生委員会規程（平成 1 7 年北九州市病院局管理規程第 4 号）
- (35) 北九州市立病院の指定管理者の指定の手續等に関する規程（平成 2 0 年北九州市病院局管理規程第 2 号）
- (36) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市病院局職員の特別休暇の特例に関する規程（平成 2 3 年北九州市病院局管理規程第 1 8 号）  
付 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市病院局公告第7号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市病院局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月29日

北九州市病院局長 古川 義彦

- 1 特定役務の名称及び数量  
メンテナンス付きカーテン賃貸借 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市病院局医療センター事務局管理課  
北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成31年2月20日
- 4 落札者の名称及び住所  
ワタキューセイモア株式会社北九州営業所  
北九州市八幡東区大字前田1520番10
- 5 落札金額  
4,406万4,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成31年1月11日
- 8 落札方式  
最低価格による。



北九州市公営競技局管理規程第1号

北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

北九州市公営競技局長 上野孝司

北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条に次のように加える。

地域貢献室

地域貢献推進係

第2条に次のように加える。

地域貢献室

地域貢献推進係

（1） 室の庶務に関すること。

（2） 地域貢献事業の企画及び実施に関すること。

第3条第1項中「に課長」の次に「、室に室長」を加え、同条第2項中「及び課付」を「、課付及び室付」に改める。

第5条第1項中「課長」の次に「、室長」を加え、同条第3項中「及び課付」を「、課付及び室付」に改める。

第6条第1項中「主管課長」の次に「、主管室長」を加え、同条第2項中「給与担当課長」を「室長、給与担当課長」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（北九州市公営競技局事務専決規程の一部改正）

2 北九州市公営競技局事務専決規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「給与担当課長」を「室長、給与担当課長」に改める。

第4条第1項本文（各号列記以外の部分に限る。）中「給与担当課長」を「室長を含み、給与担当課長」に改め、「除く」の次に「。以下同じ」を加える。

第6条各号列記以外の部分中「（給与担当課長及び工事契約担当課長を除く。）」を削る。

北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第2号

北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市教育機関事務分掌規則（昭和50年北九州市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

指導部	北九州市立特別支援教育相談センター	第3類	所長	を
	北九州市立教育センター	第3類	所長	

  

教職員部	北九州市立教育センター	第3類	所長	に
指導部	北九州市立特別支援教育相談センター	第3類	所長	

改める。

別表第2の特別支援教育相談センターの項を削り、同表の教育センターの項の次に次のように加える。

特別支援教育相談センター

- (1) 特別支援教育に関する教育相談に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正)
- 2 北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和53年北九州市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

特別支援教育相談センター	特別支援教育相談センター所長	を
教育センター	教育センター担当係長	

  

教育センター	教育センター担当係長	に
特別支援教育相談センター	特別支援教育相談センター所長	

改める。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市教育委員会  
教育長 垣 迫 裕 俊

### 北九州市教育委員会規則第3号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ウ中「、北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年北九州市条例第40号）」を削る。

付則第8項中「ついては」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同項を付則第9項とし、付則第7項の次に次の1項を加える。

8 別表第2の規定の適用については、当分の間、同表中「100分の7.5」とあるのは、「100分の8」とする。

別表第1中「100分の7.5」を「100分の8」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当に係る北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第9条（同規則第21条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同規則第9条第1項第2号の企業職員には、同月1日以前6箇月以内の期間において北九州市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成30年北九州市条例第72号）による廃止前の北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年北九州市条例第40号）の規定の適用を受けていた職員を含むものとする。

北九州市教育委員会訓令第2号

庁中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

任用・配置	法令又は条例に基づく教育関係委員で教育委員会が別に定めるもの及び規則に基づく教育関係委員			〔総務部長〕 嘱託職員 〔教職員部長〕 学校嘱託職員	〔総務課長〕 臨時的任用職員 〔教職員課長〕 臨時的任用学校職員 〔小、中学校長等〕 14日以内の臨時的任用学校職員及び学校嘱託職員（教員及び学校事務職員を除く。）	嘱託職員の任用・配置のうち、重要なものについては、別に定めるところによる。
-------	--	--	--	-------------------------------------	---	---------------------------------------

を

教育委員会規則及び教育委員会訓令の改	軽易なもの					法令等の制定又は改廃に伴う形式的な規定の整理のみを行うものに限る。
--------------------	-------	--	--	--	--	-----------------------------------

正							
任用 及び 配置	法令又は 条例に基 づく教育 関係委員 で教育委 員会が別 に定める もの及び 規則に基 づく教育 関係委員			〔総務部長〕 嘱託職員 〔教職員部長〕 学校嘱託職員	〔総務課長〕 臨時的任用職員 〔教職員課長〕 臨時的任用学校 職員 〔小、中学校長 等〕 14日以内の臨 時的任用学校職 員及び学校嘱託 職員（教員及び 学校事務職員を 除く。）	嘱託職員 の任用及 び配置の うち、重 要なもの について は、別に 定めると ころによ る。	に

改める。

付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会訓令第3号

庁中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども家庭部長」を「子育て支援部長」に改め、「文化企画課長」の次に「、埋蔵文化財センター所長」を加える。

別表の青少年の指導育成に係る事業（重要なものを除く。）の実施に関する事務（区長等が行う事務を除く。）の項から青少年対策に係る事業（重要なものを除く。）の実施に関する事務（区長等が行う事務を除く。）の項まで、青少年の家及び児童文化施設の管理及び運営（それぞれ重要なものを除く。）に関する事務（区長等が行う事務を除く。）の項及び青少年の家及び児童文化施設の臨時開所に関する事務の項中「子ども家庭部長」を「子育て支援部長」に改め、同表の注書第1項第2号中「子ども家庭部長」を「子育て支援部長」に改め、同項第3号中「文化企画課長」の次に「、埋蔵文化財センター所長」を加える。

付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「文化企画課長」の次に「、埋蔵文化財センター所長」を加える部分に限る。）及び別表の注書第1項第3号の改正規定は、平成31年3月29日から施行する。

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第2号

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北九州市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の個別の市長部局の本庁の項中

「

〔秘書室〕 庶務係長 秘書係長 担当係長
〔総務局〕 管理第一係長 管理第二係長 法規係長 訟務係長 人事係長 制度係長 組織管理係長 人材育成係長 職員係長 給与第一係長 給与第二係長 議事堂の秩序維持を担当する担当係長 人事及びサービスを担当する担当係長 職員団体を担当する係員
〔財政局〕 予算係長
〔環境局〕 職員係長

」を

「

〔秘書室〕 庶務係長 秘書係長 担当係長
〔総務局〕 管理第一係長 管理第二係長 法規係長 訟務係長 人事係長 制度係長 組織管理係長 人材育成係長 職員係長 給与第一係長 給与第二係長 人事及びサービスを担当する担当係長 職員団体を担当する係員
〔財政局〕 予算係長
〔環境局〕 職員係長

」に

改める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第3号

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則

(公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第1条 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則(平成14年北九州市人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1の条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める法人の項中「公立大学法人北九州市立大学」を「公立大学法人北九州市立大学  
地方独立行政法人北九州市立病院機構」に改める。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第2条 初任給調整手当に関する規則(平成21年北九州市人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「医師手当(」の次に「北九州市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成30年北九州市条例第72号)による廃止前の」を加える。

付則第3項中「この規則又は」の次に「北九州市病院局事務分掌規程等を廃止する規程(平成31年北九州市病院局管理規程第4号)による廃止前の」を加える。

(北九州市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市職員の退職管理に関する規則(平成28年北九州市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第19条第1号中「第5条第5号」を「第5条第4号」に改める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。